

## 平成31年度 千葉県立千葉聾学校幼稚部 入学者選考実施要項

### 1 応募資格

幼稚部に入学を志願できる者は、県内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める聴覚障害者で、平成25年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた者とする。

<p>学校教育法施行令第22条の3 聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2 通学区域

原則として千葉聾学校小学部および中学部の通学区域（安房特別支援学校学校区を除く全県）に準ずる。

### 3 入学定員

特に定員を設けない。

### 4 出 願

#### (1) 事前の教育相談

平成31年1月11日（金）までに、幼稚部担当者による、進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を必ず行う。

※教育相談の申し込みは、千葉聾学校教頭までお問い合わせください。

#### (2) 願書等の提出期間

平成31年1月21日（月）から平成31年1月31日（木）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日は除く。

#### (3) 願書等の提出先

千葉県立千葉聾学校長 （事務室）

〒266-0011 千葉県千葉市緑区鎌取町65-1

#### (4) 提出書類等 ※ア～ウは必須

ア 入学願書〔様式1〕

イ 身体障害者手帳の写し（交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し）  
又は、聴覚障害を有することを証明する診断書（〔参考様式として様式4〕、医療機関が発行するものも可。）

ウ 返信用封筒（82円切手を貼った長形3号の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。）

エ 通学区域外からの入学志願書（通学区域外から志願する者）〔様式8〕

オ その他 必要に応じて提出する書類（志願する特別支援学校の校長が必要と認める書類）

## 5 入学許可候補者の決定

- (1) 入学者選考日  
平成31年2月13日(水)
- (2) 入学者選考会場  
千葉県立千葉聾学校 幼稚部教室
- (3) 入学者選考の方法  
面接、提出書類等により総合的に審査し、入学者を選考する。

## 6 入学許可候補者の発表及び通知

平成31年2月19日(火)本人に郵送にて通知する。

## 7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、平成31年2月26日(火)までに、入学確約書〔様式17〕を千葉県立千葉聾学校長(事務室)に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

## 8 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式19〕を千葉県立千葉聾学校長宛てに提出するものとする。
- (2) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

### (問い合わせ先)

千葉県立千葉聾学校 教頭 飯野 浩二

所在地

〒266-0011

千葉県千葉市緑区鎌取町65-1

TEL 043-291-1371

FAX 043-291-5483